

響灘沖における船舶通航量実態調査及び通航シミュレーション業務  
仕様書（案）

1 業務名

響灘沖における船舶通航量実態調査及び通航シミュレーション業務

2 目的

福岡県が再エネ海域利用法に基づく促進区域指定のための取組を行っている響灘沖区域案における船舶通航量の実態調査、及び当該区域案内に洋上風力発電設備が設置された場合、現状の航行環境にどのような影響が生じるか、海上交通流シミュレーションを行うもの。

3 実施主体

福岡県風力発電産業振興会議

4 契約（委託）期間

契約締結日から令和8年12月28日（月）

5 予算上限額

35,046,000円（消費税及び地方消費税含む）

※本事業は令和8年度福岡県当初予算成立及び内閣府「地域未来交付金（地域未来推進型）」の採択が前提となる。予算成立・採択後、速やかに業務を開始するため、成立・採択前に公募を行うこととしているが、状況に応じて、事業内容等が変更または中止になることがある。

6 業務内容

別紙のとおり

7 成果品の提出

USBメモリ等に保存した電子データと、紙媒体を10部提出すること。

8 支払方法

業務完了後、受託者の適法な請求により30日以内に指定口座へ振り込む。

9 参加条件

次の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 本業務を的確に遂行する体制・ノウハウを有し、かつ本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中ではないこと。
- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続がなされていない者。
- (6) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (7) 法人格を持つ事業体であること。
- (8) 過去に同種（船舶航行実態観測調査及び海上交通流シミュレーション）の業務実績を有すること。  
※船舶航行実態観測調査と海上交通流シミュレーションが同一の業務契約であることは要しない。

#### 10 知的財産権、使用権等

- (1) 納品された成果物に係る一切の権利は発注者に帰属し、受託者は著作者人格権の行使をしないこと。
- (2) 成果物の作成等にあたり、第三者の著作権等を侵害した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (3) 納品された成果物の第三者への提供や内容の転載については、発注者の承諾を必要とする。

#### 11 再委託の取り扱い

- (1) 受託者は、事前に発注者の承認を得たうえで、必要に応じて委託業務の一部を第三者に委託することができる。
- (2) 本仕様書に定める事項については、受託者同様、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

#### 12 契約事項の遵守・守秘義務

- (1) 本契約の実施にあたっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。
- (2) 本契約業務の履行により知り得た情報を漏洩してはならない。なお、個人情報の取扱

いについては、「保有個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

### 13 その他

- (1) 本事業の実施に際しては、適宜打合せを行い、本仕様書の定めに無い事項については、委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。
- (2) 仕様書について疑義が生じた場合については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

### 14 担当

福岡県風力発電産業振興会議 担当：吉武

住所：〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

(福岡県企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室内)

電話：092-643-3228

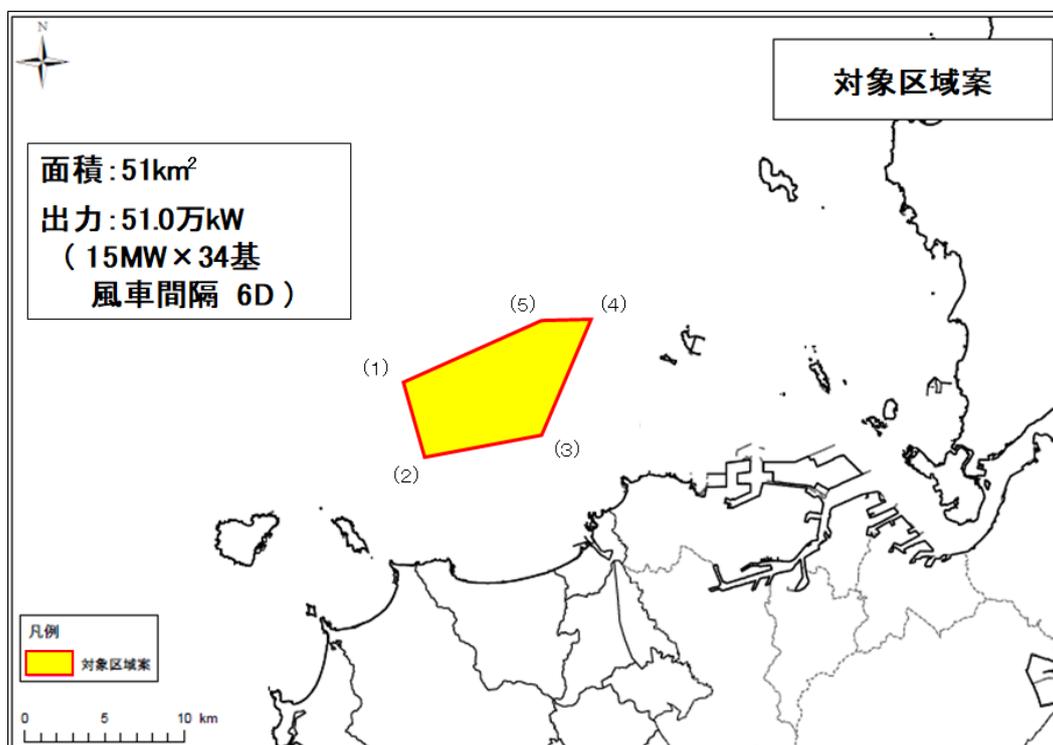
メール：energy@pref.fukuoka.lg.jp

## 業務内容（案）

## 1 概要

福岡県が再エネ海域利用法に基づく促進区域指定のための取組を行っている響灘沖区域案において、船舶航行実態観測（レーダー観測及び目視観測）を行い、船舶航行データを集計・解析することで、船舶通航量及び通航帯等の実態を把握する。また当該区域案に洋上風力発電設備が設置された場合、現状の航行環境にどのような影響が生じるか、海上交通流シミュレーションを行うもの。

## 2 対象区域案



日本測地系(JGD2011)

位置	緯度	経度
(1)	北緯 33 度 59 分 35.04 秒	東経 130 度 32 分 1.98 秒
(2)	北緯 33 度 57 分 18.24 秒	東経 130 度 32 分 43.32 秒
(3)	北緯 33 度 57 分 57.24 秒	東経 130 度 37 分 11.1 秒
(4)	北緯 34 度 1 分 25.68 秒	東経 130 度 39 分 10.32 秒
(5)	北緯 34 度 1 分 25.68 秒	東経 130 度 37 分 11.52 秒

### 3 船舶航行実態観測調査

#### (1) 目的

対象区域案を含む周辺海域における船種、船型ごとの通航量、通航帯を把握する。

#### (2) 対象

##### 1) 船種区分

- ① 一般貨物船（在来貨物船、貨客船、ばら積船等）
- ② セメント船
- ③ コンテナ船
- ④ 自動車運搬船
- ⑤ 砂利運搬船（ガット船）
- ⑥ タンカー（原油、ケミカル等）
- ⑦ LPG・LNG タンカー
- ⑧ 旅客船
- ⑨ カーフェリー
- ⑩ 曳航船
- ⑪ 押航船
- ⑫ 漁船
- ⑬ 特殊船（護衛艦、巡視船、練習船、消防船等の官庁関係船）
- ⑭ プレジャーボート
- ⑮ パイロットボート
- ⑯ 作業関係船、クレーン船等
- ⑰ その他

##### 2) 船型区分

- ① 5GT 未満
- ② 5～20GT 未満
- ③ 20～100GT 未満
- ④ 100～300GT 未満
- ⑤ 300～500GT 未満
- ⑥ 500～1,000GT 未満
- ⑦ 1,000～3,000GT 未満
- ⑧ 3,000～6,000GT 未満
- ⑨ 6,000～10,000GT 未満
- ⑩ 10,000～20,000GT 未満
- ⑪ 20,000～40,000GT 未満
- ⑫ 40,000GT 以上

### (3) 手段

#### 1) レーダー観測

観測用レーダーを用いて、区域案全域における航行船舶の航跡を観測する。

#### 2) 目視観測

レーダー観測記録の解析のため、ゲートラインを設定し、以下の項目について観測する。

- ① 航行船：ゲートライン通過時刻、船種、船型、進行方向航跡
- ② 錨泊船：正時毎における隻数、位置、船種、船型
- ③ 操業漁船：正時毎における隻数、位置、漁業種別
- ④ 気象条件：正時毎における天候、風向・風速、波高、流向・流速、視程

### (4) 観測期間

観測期間は2日間（48時間連続）以上とし、観測時期は発注者と調整のうえ、適切な時期に実施すること。

（観測期間及び時期について、プレゼンテーション時に適切と考える期間及び時期、その理由について、提案・説明すること）

### (5) その他留意事項

- ・ 調査は北九州響灘洋上ウインドファーム（港湾区域）の運転開始以後に行うこと
- ・ 調査は対象区域案を十分に網羅すること

## 4 海上交通流シミュレーション

### (1) 目的

上記「3. 船舶航行実態観測調査」結果を基に、AIS非搭載船を含む現状の交通流の分析、そして対象区域案に洋上風力発電設備が設置された場合、現状の交通流がどのように変化するのか、予測分析を行う。また、交通流の変化についての評価を行う。

### (2) 風車配置

対象区域案に15MW級の風車を34基設置することを想定しており、風車配置案については受注者決定後に発注者から提供する。

### (3) 求める成果

- 1) 船種・船型ごとの現状の通航量、通行帯の分析・明示（①AIS搭載船のみ、②AIS非搭載船のみ、③AIS搭載船+非搭載船の3パターンについて分析・明示）
- 2) 区域案に洋上風力発電が設置された場合の、船種・船型ごとの海上交通流シミュレーションの実施及びシミュレーション後の通航量、通行帯の予測分析・明示（①

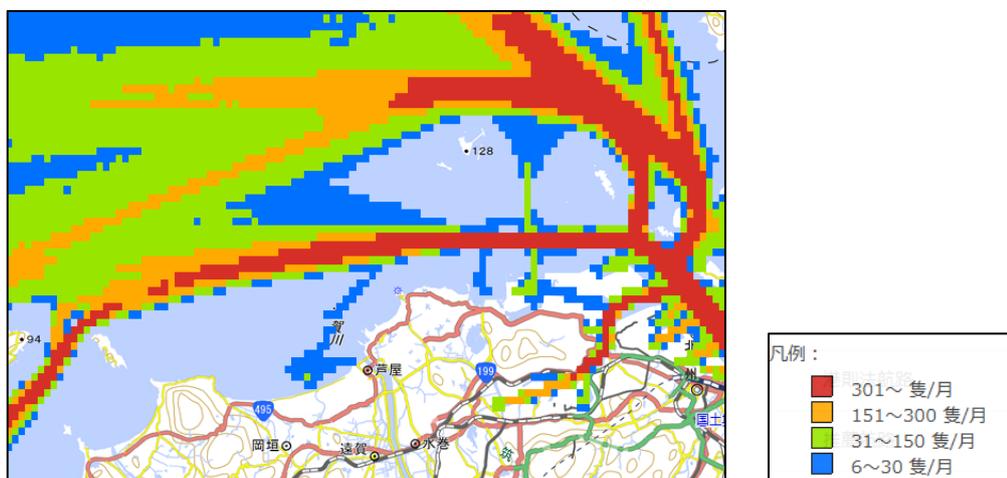
AIS 搭載船のみ、②AIS 非搭載船のみ、③AIS 搭載船+非搭載船の 3 パターンについて予測分析・明示)

- 3) 上記 1)、2) それぞれの通行帯における安全性についての評価・分析を行う
- 4) 上記 1) から上記 2) に通行帯が変化した場合の影響の評価・分析を行う(安全性の変化、航行時間の増加量及び使用燃料の増加量の参考算出等)

※通航量、通行帯の明示は下記「海しる」のイメージを参考に、色分けをするなどして通航量規模ごとに通航帯がわかるものとする

(企画提案書に通航量、通航帯の明示イメージを記載すること)

[参考]



#### (4) その他留意事項

- ・ シミュレーション期間は 1 か月間とすること
- ・ 洋上風力発電が設置された場合の海上交通流シミュレーションケースは 4 パターン以上を想定し、それぞれのパターンごとに、上記「(3) 求める成果」に記載する事項を実施すること
- ・ 海上交通流シミュレーションケースの設定については発注者と協議して決定すること  
(シミュレーションケースについて、プレゼンテーション時に参考例とその考え方等について、提案・説明すること)

#### 5 報告書の作成

上記により得られた結果を整理し、報告書として作成すること。

#### 6 関係機関への説明

福岡県が再エネ海域利用法に基づく促進区域指定のための協議、調整を行っている関

係機関（東京都内）に対し、福岡県と共に本事業の進捗、結果についての説明を行うこと。  
 なお、関係機関の訪問は事業期間中 3 回程度行う見込み。

7 全体スケジュール（想定）

	令和7年度	令和8年度									
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
事業者選定	←→										
契約		←→									
船舶通航調査			←→								
調査結果の解析				←→							
交通流シミュレーション							←→				
報告書作成										←→	
協議・報告		★					★				★